

○高圧ガス保安法施行令関係告示

(平成九年三月二十四日)

(通商産業省告示第百三十九号)

改正 平成 九年 九月一七日告示第五一七号

同 一〇年 三月二七日 同 第一五三号

同 一一年 九月三〇日 同 第五四六号

同 一二年 三月二九日 同 第一五〇号

同 一二年一二月二七日 同 第八九八号

同 一五年 三月三十一日 同 第九七号

同 二三年 七月一五日 同 第一六七号

同 二六年 七月一八日 同 第一五五号

同 二八年一一月 一日 同 第二六九号

同 二九年一一月一五日 同 第二五一号

令和 三年 三月二九日 同 第五七号

高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)の規定に基づき、高圧ガス保安法施行令関係告示を次のように定める。

高圧ガス保安法施行令関係告示

第一条 高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号。以下「令」という。)第二条第三項第二号の経済産業大臣が定める方法は、冷凍、圧縮するガスの液化又は液化ガスの加圧のために設置されているもの以外のものであって、次の各号のいずれかによるものとする。

一 屋外に設置され、かつ、圧縮装置を含む設備系内で取り扱っているガス(以下この条において単に「ガス」という。)が漏洩した場合において、漏洩したガスが滞留するおそれのあるピットの内部及びそれに近接する場所に設置されていないこと。

二 屋内に設置され、かつ、圧縮装置の周囲における水平方向の少なくとも二方向が開放されており、障壁その他通気を妨げる物等により、通気が遮断されていないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、当該設備からガスが全量漏洩した場合において、ガスが滞留するおそれがある場所について空気中の酸素濃度が十八パーセント未満とならないことが確認でき、又は次に掲げる装置のいずれもが設置されていることその他滞留を防止するための適切な措置が講じられていること。

イ ガスの漏洩を検知し、警報し、かつ、当該設備の運転を自動的に停止するための装置

ロ 当該圧縮機の吐出側の圧力が許容圧力を超えるおそれが生じたときに、自動的に圧縮機を停止し、かつ、当該圧縮機の入気側のガスの流入を自動的に遮断する装置

ハ 滞留したガスを強制的に換気する装置であって、ガスが漏洩するおそれがある場所の構造に応じ十分な換気能力を有するもの

第二条 令第二条第三項第七号の経済産業大臣が定めるものは、冷凍設備からフルオロカーบอนを回収するフルオロカーボン回収装置(当該回収装置に接合された容器(以下「接合容器」という。)又は取り付けられた着脱可能な容器(以下「着脱容器」という。)及びその附属品を含む。以下「回収装置」という。)であって、次の各号に掲げる要件を満たす回収装置内のフルオロカーボン(不活性

ガス(一般高圧ガス保安規則第二条第一項第四号に規定する不活性ガスをいう。以下同じ。)に限る。)とする。

一 回収装置の容器及びその附属品が、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 回収されたフルオロカーบอนは、内容積の合計が百二十リットル以下の回収装置の接合容器又は着脱容器に貯蔵されること。

ロ 着脱容器及びその附属品(フルオロオレフィン千二百三十四y f、フルオロオレフィン千二百三十四z e、フルオロカーボン十二、フルオロカーボン二十二、フルオロカーボン三十二、フルオロカーボン百三十四a、フルオロカーボン四百四A、フルオロカーボン四百七C又はフルオロカーボン五百七Aを入れるものであって、内容積一リットル以下のものを除く。)は、容器保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十号)に適合していること。

二 回収装置(着脱容器及びその附属品を除く。以下この号及び次号において同じ。)の内面又は外面に圧力を受ける部分(以下「耐圧部分」という。)の材質が、次に掲げるものであること。

イ 耐圧部分(口に掲げるものを除く。)の材料は、鋼又は軽金属であり、内圧容器の溶接接合部分は、炭素の含有率が〇・三五パーセント以上である鋼が使用されていないものであること。ただし、耐圧部分のうち常用の圧力が〇・三メガパスカル以下の部分及びホースにあつては、取扱うフルオロカーボン及び油についての適合性及び十分な耐久性を有するゴム又は合成樹脂を使用することを妨げない。

ロ 液面計、水分計、流量計又はのぞき窓に用いるガラスにあつては、十分な耐衝撃性を有するサファイアガラス、硼珪酸ガラス若しくは石英ガラスであつて日本産業規格B 8 2 1 1 (1 9 9 4)に適合するもの又はこれらと同等のガラスを使用したものであること。

三 回収装置(着脱容器及びその附属品を除く。以下この号において同じ。)は、次に掲げる耐圧及び気密上の要件を満たすものであること。

イ 回収装置の耐圧部分は、常用の圧力の二倍以上の圧力で降伏を起こさないような肉厚を有するものであり、若しくは常用の圧力の四倍以上の圧力で行う加圧試験において破壊を生じないものであり、又は一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第六条第一項第十一号、第十二号若しくは第十三号の規定により試験若しくは製造を行うことが適切であると経済産業大臣が認めた者が製造及び試験を行ったものであること。

ロ 回収装置の耐圧部分は、当該回収装置の製造者又は販売者が常用の圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験(液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験)において、局部的なふくらみ又は漏れ等の異常がないものであって、当該試験の結果が添付されているものであること。

ハ 回収装置は、当該回収装置の製造者又は販売者が常用の圧力

以上の圧力で行う気密試験において、漏れ等の異常がないものであって、当該試験の結果が添付されているものであること。

四 回収装置の安全機構等は、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 回収装置本体（回収装置のうち接合容器、着脱容器及び計量器等の附属品を除いた部分をいう。以下同じ。回収装置本体のうちフルオロカーボンが通る部分が分割できる構造のものにあつては、分割された部分ごと）は、常用の圧力を超えた場合に作動する安全装置（バネ式安全弁、破裂板又は逃し弁に限る。）を有すること。

ロ 接合容器（フルオロオレフィン千二百三十四 y f、フルオロオレフィン千二百三十四 z e、フルオロカーボン十二、フルオロカーボン二十二、フルオロカーボン三十二、フルオロカーボン百三十四 a、フルオロカーボン四百四 A、フルオロカーボン四百七 C 又はフルオロカーボン五百七 A を入れるものであって、内容積一リットル以下のものを除く。）は安全弁（溶栓を含む。）を有すること。ただし、接合容器と回収装置本体との間にバルブ等圧力を遮断するものがない場合は、この限りでない。

ハ 計量器は安全弁（溶栓を含む。）を有すること。

ニ 回収装置は、常用の温度において液化フルオロカーボンの容量が、接合容器又は着脱容器の内容積の九十パーセントを超えないようにするための過充填防止機構を有すること。

ホ 加熱装置を有する回収装置にあつては、加熱される部分の温度が常用の温度を超えた場合に直ちに常用の温度以下にする安全装置を有すること。

ヘ 回収装置のうち一般高圧ガス保安規則第二条第一項第四号の二に規定する特定不活性ガス（以下単に「特定不活性ガス」という。）を回収するもの（以下「特定不活性ガス回収装置」という。）にあつては、当該装置に生ずる静電気を除去するための措置を講ずること。

ト イからへまでに掲げるほか、誤操作を行った場合でも、安全装置等により危険状態にならない機構を有すること。

五 回収装置の構造は、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 回収装置本体、接合容器、着脱容器、計量器及び冷凍設備の相互の接続並びに回収装置本体及び接合容器の配管等の接合は、確実であつて、電動機等からの振動及び移動中の振動により緩まない構造であること。

ロ 着脱容器を回収装置本体に取り付けて用いる回収装置にあつては、着脱容器の取付け及び取外しが容易であり、着脱容器の転落及び転倒を防止するため、当該着脱容器を確実に保持できる構造であること。

ハ 回収装置は、ドライヤコア等の交換部分を交換する場合に、開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることのないよう、当該開放部分の前後に当該ガスを遮断できるバルブ等を有する構造であること。

ニ 加熱装置を有する回収装置にあつては、接合容器、着脱容器又は計量器を電熱器等により直接に、かつ、四十度以上に加熱しない構造であること。

ホ 回収装置（特定不活性ガス回収装置を除く。）本体（分割できる構造のものにあつては、分割される部分ごと）のバルブ、配管、ガラス等の耐圧部分及び接合容器は、外力による損傷を防止するためのカバー等で囲まれた構造又はこれと同等の構造であること。

ヘ 回収装置は、傾斜角度十度において転倒又は滑降しない構造であること。

ト 特定不活性ガス回収装置にあつては、底部を除き装置全体をカバー等で囲まれた構造（特定不活性ガス回収装置の本体、接合容器又は着脱容器及びその附属品が一体となったものにあつては、当該カバー等の表面積の二パーセント以上四パーセント以内の開口部が、その側面の二方向に設けられたものに限る。）とし、外力による損傷を防止するとともに、内部を十分に換気できる構造であること。

チ 特定不活性ガス回収装置にあつては、運転中に凝縮器等の冷却ファンが常時作動する構造であること。

リ 特定不活性ガス回収装置にあつては、電気設備が着火源とならないよう、カバー等で囲まれた構造又はこれと同等の構造であること。

六 回収装置の操作盤、バルブ等には、作動状態、開閉方向等が表示されたものであること。

七 回収装置（特定不活性ガス回収装置を除く。）本体（分割できる構造のものにあつては、分割された部分のうちフルオロカーボンが通る部分の位置）の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、「高圧ガス取扱装置」との警戒標及び次の事項が表示されたものであること。

イ 製造者又は輸入者の名称

ロ 設備の名称

ハ 型式及び機器番号

ニ 仕様（回収ガスの種類、接合容器の内容積等）

ホ 異常が発生した場合の連絡先

ヘ 回収装置本体が分割できる構造のものにあつては、共に使用することができる分割された部分の名称及び型式

ト 着脱容器を用いる回収装置にあつては、共に使用することができる着脱容器の型式

チ 共に使用することができる附属品の名称及び型式

リ 取扱い上の注意

1 変形、腐食の有無の日常点検をすること

2 温度が四十度以上になる所で使用したり、置いたりしないこと。また、四十度以上に温めないこと

3 風通しの良い所で使用すること

4 雨等でぬらさないこと

5 粗暴な取扱いをしないこと

6 その他の取扱い上の注意

八 特定不活性ガス回収装置本体（分割できる構造のものにあつては、分割された部分のうち特定不活性ガスが通る部分の位置）の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、「特定不活性ガス高圧ガス取扱装置」との警戒標及び次の事項が表示されたものであること。ただし、特定不活性ガス回収装置の接合容

器又は着脱容器の内容積の合計が四十五リットル以下の場合には、リ 7 に規定する事項の表示は要しない。

イ 製造者又は輸入者の名称

ロ 設備の名称

ハ 型式及び機器番号

ニ 仕様（回収ガスの種類、接合容器の内容積等）

ホ 異常が発生した場合の連絡先

ヘ 回収装置本体が分割できる構造のものにあつては、共に使用することができる分割された部分の名称及び型式

ト 着脱容器を用いる回収装置にあつては、共に使用することができる着脱容器の型式

チ 共に使用することができる附属品の名称及び型式

リ 取扱い上の注意

- 1 変形、漏えい、腐食の有無の日常点検をすること
- 2 温度が四十度以上になる所で使用したり、置いたりしないこと。また、四十度以上に温めないこと
- 3 風通しの良い所で使用し、使用しないときは風通しの良い所に置くこと
- 4 火気の近くで使用しないこと
- 5 発火性の物又は引火性の物を堆積した場所の付近で使用しないこと
- 6 適切な消火設備を適切な箇所に設けること
- 7 使用するときは、ガス漏えい検知警報設備を適切な箇所に設けること
- 8 使用していないときは、接合容器又は着脱容器のバルブを確実に閉じること
- 9 雨等でぬらさないこと
- 10 粗暴な取扱いをしないこと
- 11 その他の取扱い上の注意

九 回収装置本体（分割できる構造のものにあつては、分割された部分のうち前号の表示がなされている部分を除く。）及び計量器（回収装置本体に接合されているものを除く。）の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、次の事項が表示されたものであること。

イ 共に使用することができる分割された部分（計量器にあつては、共に使用することができる回収装置本体）の名称及び型式

ロ 回収装置本体のうちフルオロカーボンが通る部分が分割できる構造のものにあつては、「高圧ガス取扱装置」（特定不活性ガス回収装置にあつては、「特定不活性ガス高圧ガス取扱装置」）との警戒標

ハ 取扱い上の注意

- 1 温度が、四十度以上になる所で使用したり、置いたりしないこと。また、四十度以上に温めないこと
- 2 その他の取扱い上の注意

第三条 削除

第四条 令第二条第三項第八号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 内容積三十立方センチメートル以下の容器（当該容器に充填されたガスの化学作用によって変化しないものに限る。以下同じ。）

に充填された液化ガス（毒性ガス（容器保安規則第二条第三十号に規定する毒性ガスをいう。以下同じ。）を含むものを除く。）

二 次に掲げる基準に適合する容器に充填された液化フルオロオレフィン千二百三十四 y f、液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン百三十四 a、液化フルオロカーボン四百四 A、液化フルオロカーボン四百七 C 又は液化フルオロカーボン五百七 A（前号に掲げるものを除く。）

イ 材料に鋼又は軽金属を使用したものであること。

ロ 充填されたガスの質量百グラムにつき、液化フルオロオレフィン千二百三十四 y f の容器にあつては内容積百十二立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン十二の容器にあつては内容積九十二立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン二十二の容器にあつては内容積百三立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン百三十四 a の容器にあつては内容積百一立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン四百四 A の容器にあつては内容積百二十四立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン四百七 C の容器にあつては内容積百十立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン五百七 A の容器にあつては内容積百二十四立方センチメートル以上のものであること。

ハ 液化フルオロオレフィン千二百三十四 y f の容器にあつては、一・八メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、二・二メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

ニ 液化フルオロカーボン十二の容器にあつては一・八メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、二・一メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

ホ 液化フルオロカーボン二十二の容器にあつては二・八メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、三・四メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

ヘ 液化フルオロカーボン百三十四 a の容器にあつては一・九メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、二・三メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

ト 液化フルオロカーボン四百四 A の容器にあつては三・四メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、四・〇メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

チ 液化フルオロカーボン四百七 C の容器にあつては三・二メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、三・九メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

リ 液化フルオロカーボン五百七 A の容器にあつては三・四メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、四・一メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

ヌ 充填する容器は、本号に適合する液化フルオロオレフィン千二百三十四 y f、液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン百三十四 a、液化フルオロカーボン四百四 A、液化フルオロカーボン四百七 C 若しくは液化フルオロカーボン五百七 A 又は次号に適合する液化ガスの容器として使用されたことのないものであること。

ル 次に掲げる事項を、日本産業規格Z 8 3 0 5に規定する八ポイント以上の大きさの文字で、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示した容器であること。ただし、輸入品であって通関前のものについては、この限りでない。

高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。

- 一 温度が四十度以上となる場所に置かないこと。
- 二 缶の温度を四十度以上に上げないこと。
- 三 火の中に入れてはいけないこと。

三 温度三十五度においてゲージ圧力〇・八メガパスカル以下のものうち、毒性ガスを含まない液化ガス又は殺虫剤に用いる質量二百五十グラム以下の液化ガス（クロルメチルの質量が全質量の五十六パーセント以下で他の毒性ガスを含まないものに限る。）であって、次に掲げる基準に適合する状態にあるもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ 人体に使用するエアゾールの噴射剤は、可燃性ガス（容器保安規則第二条第二十九号に規定する可燃性ガス（製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）第十一条の二に規定するものを除く。）をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、次のいずれかに該当するエアゾールの噴射剤を除く。

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の規定により厚生労働大臣の承認を得た医薬品又は医薬部外品

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第三項に定める化粧品のうち、水が全質量の四十パーセント以上で、かつ、噴射剤が全質量の十パーセント以下であって、内容物をあわ状又はねり状に噴出するもの

ロ エアゾールにあつては温度三十五度においてエアゾールの体積が容器の内容積の九十パーセント以下、エアゾール以外の液化ガスにあつては容器の内容積に応じて容器保安規則第二十二條の規定により計算した質量以下のものであること。

ハ 材料に鋼若しくは軽金属を使用した容器（内容物による腐食を防止するための措置を講じたものに限る。）又は内容積百立方センチメートル以下の容器（ガラス製の容器にあつては、合成樹脂等によりその内面又は外面を被覆したものに限る。）に充填されたものであること。

ニ 温度五十度における容器内の圧力の一・五倍の圧力で変形せず、かつ、温度五十度における容器内の圧力の一・八倍の圧力で破裂しない容器に充填されたものであること。ただし、圧力一・三メガパスカルで変形せず、かつ、圧力一・五メガパスカルで破裂しない容器に充填されたものにあつては、この限りでない。

ホ 容器に充填された液化ガスを温度四十八度にしたとき、ガスが漏れないものであること。

ヘ バルブが突出した容器には、バルブを保護する措置を講じて

あるものであること。

ト 充填する容器は、本号に規定する液化ガス又は前号に適合する液化フルオロオレフィン千二百三十四 y f、液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン百三十四 a、液化フルオロカーボン四百四 A、液化フルオロカーボン四百七 C 若しくは液化フルオロカーボン五百七 A の容器として使用されたことのないものであること。

チ エアゾール以外の液化ガスにあつては、次の表の上欄の容器の種類に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる表示すべき事項を、甲欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチメートル（当該容器が円筒形であつて、底面の直径が八センチメートル以上、かつ、高さが七センチメートル以下である場合にあつては、二百五十立方センチメートル。以下同じ。）以上のものは日本産業規格Z 8 3 0 5に規定する十六ポイント以上（平仮名の部分にあつては八ポイント以上）、二百立方センチメートル未満のものは日本産業規格Z 8 3 0 5に規定する十二ポイント以上（平仮名の部分にあつては六ポイント以上）の大きさの文字で、乙欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本産業規格Z 8 3 0 5に規定する八ポイント以上、二百立方センチメートル未満のものは日本産業規格Z 8 3 0 5に規定する六ポイント以上の大きさの文字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。また、下欄の表示すべき事項は、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さらに、甲欄の表示すべき事項にあつては、当該枠内に赤地を設け白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用するガスの種類にあつては、赤色の文字で表示すること。ただし、輸入された液化ガスであつて通関前のものについては、この限りでない。

容器の種類	表示すべき事項	
	甲	乙
燃料容器（燃料用に可燃性ガスを充填した容器をいう。以下同じ。）であってカートリッジガスこんろ（液化石油ガスを充填した容器が部品又は附属品として取り付けられる構造の液化石油ガスこんろをいう。以下同じ。）に使用することができるもの	火気と高温に注意	<p>高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 こんろで炭の火をおこしたり、こんろを二台以上並べて使用しないこと。</p> <p>二 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>三 火の中に入れてないこと。</p> <p>四 使い切って捨てること。</p> <p>五 ガスを再充填しないこと。</p> <p>高圧ガス：使用するガスの種類</p>
燃料容器であってカートリッジガスこんろに使用することができないもの	火気と高温に注意	<p>高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>二 火の中に入れてないこと。</p> <p>三 使い切って捨てること。</p> <p>四 ガスを再充填しないこと。</p> <p>高圧ガス：使用するガスの種類</p>
燃料容器以外の容器であって可燃性ガスを充填したもの	火気と高温に注意	<p>高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 炎や火気の近くで使用しないこと。</p> <p>二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。</p> <p>三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>四 火の中に入れてないこと。</p> <p>五 使い切って捨てること。</p> <p>高圧ガス：使用するガスの種類</p>
燃料容器以外の容器であって可燃性ガス以外のガス（特定不活性ガスを除く。）を充填したもの	高温に注意	<p>高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>二 火の中に入れてないこと。</p> <p>三 使い切って捨てること。</p> <p>高圧ガス：使用するガスの種類</p>
燃料容器以外の容器であって特定不活性ガスを充填したもの	高温に注意	<p>高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 炎や火気の近くでは注意して使用すること。</p> <p>二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。</p> <p>三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>四 火の中に入れてないこと。</p> <p>五 使い切って捨てること。</p> <p>高圧ガス：使用するガスの種類</p>
<p>備考</p> <p>一 「火気等」の部分は、ストーブ、ファンヒーター等製品の使用される環境に応じた具体例を表示することができる。</p> <p>二 「使用するガスの種類」の部分は、使用するガスの名称、略称又は分子式を表示することとする。</p> <p>三 「火気を使用している室内で大量に使用しないこと。」の部分は、屋外で使用されるものであって表示する枠の外に「室内で使用しないこと。」と明瞭に表示されているものにあつては、省略することができる。</p>		

リ エアゾールにあっては、次の表の上欄に掲げるエアゾールの容器の構造及び中欄に掲げるエアゾールの種類に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる表示すべき事項を、甲欄に掲げる事項にあっては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本産業規格Z 8 3 0 5に規定する十六ポイント以上（平仮名の部分にあっては八ポイント以上）、二百立方センチメートル未満のものは日本産業規格Z 8 3 0 5に規定する十二ポイント以上（平仮名の部分にあっては六ポイント以上）の大きさの文字で、乙欄に掲げる事項にあっては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本産業規格Z 8 3 0 5に規定する八ポイント以上、二百立方センチメートル未満のものは日本産業規格Z 8 3 0 5に規定する六ポイント以上の

大きさの文字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。また、下欄の表示すべき事項は、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さらに、甲欄の表示すべき事項にあっては、当該枠内に赤地を設け白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用するガスの種類にあっては、赤色の文字で表示すること。また、使用中噴射剤が噴出しない構造のものにあっては、乙欄に掲げる事項中<二重構造容器につき捨て方注意>について赤色の文字を用いるとともに、末尾の事項に下線を付して表示すること。ただし、輸入されたエアゾールであって通関前のものについては、この限りでない。

エアゾールの容器の構造	エアゾールの種類	表示すべき事項	
		甲	乙
使用中噴射剤が噴出する構造のもの	火炎発生状態試験による火炎が認められないものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しないもの（特定不活性ガスを使用しているものを除く。）	高温に注意	<p>高压ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>二 火の中に入れてないこと。</p> <p>三 使い切って捨てること。</p> <p>高压ガス：使用するガスの種類</p>
	火炎発生状態試験による火炎が認められないものであって、かつ、噴射剤として特定不活性ガスを使用しているもの	高温に注意	<p>高压ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 炎や火気の近くで使用すること。</p> <p>二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。</p> <p>三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>四 火の中に入れてないこと。</p> <p>五 使い切って捨てること。</p> <p>高压ガス：使用するガスの種類</p>
	火炎発生状態試験による火炎が認められるもの又は噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの	火気と高温に注意	<p>高压ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 炎や火気の近くで使用しないこと。</p> <p>二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。</p> <p>三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>四 火の中に入れてないこと。</p> <p>五 使い切って捨てること。</p> <p>高压ガス：使用するガスの種類</p>
使用中噴射剤が噴出しない構造のもの	火炎発生状態試験による火炎が認められないものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しないもの	高温に注意	<p>高压ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>二 火の中に入れてないこと。</p> <p>高压ガス：使用するガスの種類</p> <p><二重構造容器につき捨て方注意></p> <p><u>ガスが容器内に残る構造であるため、枠外に示す方法によりガスを排出してから捨てること。</u></p>

<p>火炎発生状態試験による火炎が認められないものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの</p>	<p>火気と高温に注意</p>	<p>高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>二 火の中に入れてないこと。</p> <p>高圧ガス：使用するガスの種類</p> <p><二重構造容器につき捨て方注意></p> <p><u>ガスが容器内に残る構造であるため、火気のない通気性の良い戸外で、枠外に示す方法によりガスを排出してから捨てること。</u></p>
<p>火炎発生状態試験による火炎が認められるものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用していないもの</p>	<p>火気と高温に注意</p>	<p>高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 炎や火気の近くで使用しないこと。</p> <p>二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。</p> <p>三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>四 火の中に入れてないこと。</p> <p>高圧ガス：使用するガスの種類</p> <p><二重構造容器につき捨て方注意></p> <p><u>ガスが容器内に残る構造であるため、使い切った後、枠外に示す方法によりガスを排出してから捨てること。</u></p>
<p>火炎発生状態試験による火炎が認められるものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの</p>	<p>火気と高温に注意</p>	<p>高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 炎や火気の近くで使用しないこと。</p> <p>二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。</p> <p>三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>四 火の中に入れてないこと。</p> <p>高圧ガス：使用するガスの種類</p> <p><二重構造容器につき捨て方注意></p> <p><u>ガスが容器内に残る構造であるため、使い切った後、火気のない通気性の良い戸外で、枠外に示す方法によりガスを排出してから捨てること。</u></p>

備考

一 火炎発生状態試験は、日本産業規格 S 3 3 0 1 エアゾール等製品の試験方法によることとする。

二 「火気等」の部分は、ストーブ、ファンヒーター等製品の使用される環境に応じた具体例を表示することができる。

三 「使用するガスの種類」の部分は、使用するガスの名称、略称又は分子式を表示することとする。

四 「火気を使用している室内で大量に使用しないこと。」の部分は、屋外で使用されるエアゾールであって表示する枠の外に「室内で使用しないこと。」と明瞭に表示されているものにあつては、省略することができる。

ヌ 使用中噴射剤が噴出しない構造の容器に充填されたエアゾールにあっては、使用后当該噴射剤を当該容器から容易に排出することができる構造のものに充填されたものであること。

ル 使用中噴射剤が噴出しない構造の容器（輸入液化ガスにあっては、通関後のものをいう。）にあっては、見やすい箇所に適切な排出方法を鮮明に表示したものであること。

第四条の二 令第二条第三項第九号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 分析機器内における高圧ガスであって、次のイ及びロのいずれにも該当するもの。

イ 内容積が百ミリリットル以下であること。

ロ 使用時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。

二 エアバッグガス発生器（内容積が百ミリリットルを超えるものに限る。）内における高圧ガスであって、次のイからハまでのいずれにも該当するもの。

イ 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号。以下「製造細目告示」という。）第十二条の十六第一号イに適合する高圧ガスであって毒性ガス以外のものが封入してあること。

ロ 作動時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。

ハ 法第四十四条第四項の容器検査又はこれと同等以上の検査における容器の規格に適用するものであること。

三 エアバッグガス発生器（内容積が百ミリリットル以下のものに限る。）内における高圧ガスであって、製造細目告示第十二条の十六第一号イに適合する高圧ガスであって毒性ガス以外のものが封入してあること。

四 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二条第一項に規定する空気銃（以下単に「空気銃」という。）又は第二十一条の三第一項に規定する準空気銃（以下単に「準空気銃」という。）内における高圧ガスであって、次のイ及びロのいずれにも該当するもの。

イ 内容積が五百ミリリットル以下であること。

ロ 充填されるガスが不活性ガス又は空気であること。

五 消火活動のため使用される放水銃内における高圧ガスであって、次のイ及びロのいずれにも該当するもの。

イ 内容積が五百ミリリットル以下であること。

ロ 充填されるガスが不活性ガス又は空気であること。

六 前二号に規定する空気銃、準空気銃又は放水銃へ高圧ガスを充填するための設備内における高圧ガスであって、次のイ及びロのいずれにも該当するもの。

イ 内容積が五百ミリリットル以下であること。

ロ 充填するガスが不活性ガス又は空気であること。

七 冷凍設備へ高圧ガスを充填するための設備内における高圧ガスであって、充填するガスが二酸化炭素又はフルオロカーボン（不活性ガスに限る。）であること。

第五条 令第六条第一号の経済産業大臣が定める高圧ガスは、液化酸

素（在宅酸素療法用として販売するときに限る。）とする。

2 令第六条第六号の経済産業大臣が定める緩衝装置は、次に掲げるもののうち、不活性ガス又は空気を封入した物であって設計圧力を超える圧力にならない構造のものとする。

一 エア・サスペンション

二 外部のガスの供給源と配管により接続されていない緩衝装置（ショックアブソーバ、アキュムレータその他の圧力、荷重等の変動の吸収若しくは緩和、荷重の支持又は蓄圧の用に供する装置であって、前号に掲げるものを除く。）

第六条 令第十五条第一号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する設備とする。

一 当該設備が定置式製造設備であること。

二 当該設備は窒素のみを製造するものであること。

三 一般高圧ガス保安規則第二条第十八号及びコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二条第十九号の規定により算出した当該設備の処理能力が百立方メートル以上であること。

四 原料空気圧縮機の吐出圧力が、一メガパスカル未満であること。

五 原料空気の不純物を精製除去するための吸着方式の設備を有すること。

六 空気液化分離器は二重殻密閉構造のものであること。

2 令第十五条第二号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する設備とする。

一 当該設備が定置式製造設備であること。

二 当該設備の冷媒ガスがフルオロカーボン（不活性のものに限る。）であること。

三 当該設備の冷媒ガスの充填量が三千キログラム未満であること。

四 冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第五条の規定により算出した当該設備の一日の冷凍能力が五十トン以上であること。

第七条 令第二十二号第一号の経済産業大臣が定める区域は、コンビナート等保安規則第二条第一項第二十一号に規定するコンビナート地域又は同項第二十二号に規定する特定製造事業所の区域のいずれかに該当する区域とする。

附 則

第一条 この告示は、平成九年四月一日から施行する。

第二条 昭和四十一年通商産業省告示第五百五十七号（高圧ガス取締法施行令第三条第三項第六号の規定に基づく高圧ガス取締法の適用が除外される液化ガスと液化ガス以外の液体との混合液）、平成元年通商産業省告示第五百八十五号（高圧ガス取締法施行令第三条の三第一号の規定に基づく高圧ガス取締法の販売事業の許可を要しない医療用の高圧ガスから除外される高圧ガスの種類）、平成三年通商産業省告示第二百三十三号（高圧ガス取締法施行令第三条第三項第七号の規定に基づく高圧ガス取締法の適用を除外される液化ガス）、平成五年通商産業省告示第四百三十六号（高圧ガス取締法施行令第三条第三項第五号の規定に基づく高圧ガス取締法の適用を除外されるフロンガス回収装置内におけるフロンガス）、平成八年

通商産業省告示第七十八号（高圧ガス取締法施行令第三条の五の規定に基づく高圧ガス取締法第五十六条の七第一項に規定する指定設備）は、廃止する。

附 則 （平成九年九月一七日通商産業省告示第五一七号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の高圧ガス保安法施行令関係告示（平成九年通商産業省告示第百三十九号）の規定に基づき表示されたエアゾールについては、改正後の高圧ガス保安法施行令関係告示第四条第三項チ及びりの規定にかかわらず、この告示の施行の日から一年六月間は、なお従前の例によることができる。

改正文 （平成一〇年三月二七日通商産業省告示第一五三号）

抄

平成十年四月一日から施行する。

改正文 （平成一一年九月三〇日通商産業省告示第五四六号）

抄

平成十一年十月一日から施行する。

改正文 （平成一二年三月二九日通商産業省告示第一五〇号）

抄

平成十二年四月一日から施行する。

改正文 （平成一二年一二月二七日通商産業省告示第八九八号）

抄

平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一五年三月三一日経済産業省告示第九七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年七月一五日経済産業省告示第一六七号）

- 1 この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の高圧ガス保安法施行令関係告示の規定に基づき表示された容器については、改正後の高圧ガス保安法施行令関係告示第四条第三号チの規定にかかわらず、この告示の施行の日から一年六月間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二六年七月一八日経済産業省告示第一五五号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二八年一月一日経済産業省告示第二六九号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の高圧ガス保安法施行令関係告示第四条第三号チ表又はり表に規定する表示すべき事項が表示されている容器については、改正後の高圧ガス保安法施行令関係告示第四条第三号チ及びりの規定にかかわらず、この告示の施行の日から一年六月間は、なお従前の例によることができる。

改正文 （平成二九年一月一五日経済産業省告示第二五一号）

抄

平成三十年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年三月二九日経済産業省告示第五七号）

（施行期日）

第一条 この告示は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 （略）